

取り調べの可視化の実現を求める意見書

選挙権のある国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判において、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月までに実施予定である。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加することで、国民の感覚が裁判の内容に反映され、また、それによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくない。裁判員となった場合には、これらに対する判断も求められることは必然であり、法律家ではない国民が、判断に非常に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

このことに鑑み、検察庁では現在、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つといえる「取り調べの可視化」を試行している。この「取り調べの可視化」は、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することで、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止でき、また、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には、取り調べの録画・録音テープが証拠となるのである。

よって、政府においては、2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)12月12日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

(提出者) 全議員